

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

大津の歴史と文化を再発見プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

大津市

3 地域再生計画の区域

大津市の全域

4 地域再生計画の目標

大津市は人口33万人を越える滋賀県の県庁所在地であり、琵琶湖と比良・比叡・田上連峰に囲まれ、古くは近江大津宮が置かれたほか、比叡山延暦寺や三井寺などの門前町、東海道・北国海道の宿場町、琵琶湖水運の港町、城下町として栄えてきた。平成6年には比叡山延暦寺がユネスコ世界文化遺産に登録され、さらに平成15年には全国10番目の古都指定を受けた。また、平成18年3月には志賀町と合併し、比良山系と琵琶湖北湖の美しい自然をはじめとする新たな観光資源が加わった。

このように、大津市には歴史的に価値ある資源が多数あり、従前よりこれらを活かした取り組みにより、市内各地に多くの来訪者を迎え入れてきた。しかし、これまでの取り組みの多くは行政主体のものであり、市内の観光資源は自分たちの共有財産であるという自覚の下に行われる市民主体の活動は少なかった。

そこで、この地域再生計画では、官民一体となり、市民・行政の情報共有、役割分担の明確化をし、それぞれ得意とする能力を活かすことによって、市内に埋まっている観光資源を活用し、観光事業の活性化、延いては地域の活性化を図ることを目標とする。

【目標】 20名の観光ボランティアガイドを養成して、人材バンク登録を行い、観光業界・文化団体による活用を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

行政が把握しきれていない市内の観光資源（歴史・文化・景観等の資源）の掘り起こしを、市民が主体となって行い、官民一体でそれらの観光資源を活用した取り組みを行うことにより、観光事業の活性化、地域の活性化を図る。また、様々な得意分野を持つ定年等による退職者が、観光資源の案内をする観光ボランティアガイド「街道案内人」等の役割を担うことにより、定年等による退職者の生きがいがづくり、健康づくりの場を創出する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

官民パートナーシップ確立のための支援事業（B2001）

事業名：「街道案内人」と歩く結の湖都おおつ！

事業実施主体：おやじのたまり場～セカンドライフサロン～

（退職シニアの生きがい・居場所・仲間づくりを目指し、地域社会への貢献に取り組むNPO）

（1）NPOの役割

①「街道案内人」養成講座開催（7～9月）

- 1 養成講座参加者募集（7月）
- 2 養成講座（8月）
- 3 街道再発見ウォーキング コースガイドブック作成（8～9月）

②街道再発見ウォーキング実施（4コース）（10～11月）

Aコース：旧東海道（粟津→鳥居川→瀬田橋→橋本→大江→月輪）

Bコース：北国海道（近江神宮→唐崎→七本柳→東南寺→比叡辻→来迎寺→日吉大社→西教寺）

Cコース：北国海道（雄琴駅→衣川→本堅田（浮御堂・天然図画亭）→真野→和邇）

Dコース：山中越（古道を歩く）（滋賀里→百穴古墳→崇福寺跡→志賀の大仏→よこての地蔵→志賀峠→山中町→比叡平）

③街道再発見ウォーキングからの発展（10～12月）

1 写真コンテスト

ウォーキングコースで撮った写真のコンテストを行い、大津の魅力・歴史・文化を発信する。

2 文化財などの美化活動

ウォーキングコースにおける、寺院・古道などの清掃、美化活動を通して、おもてなしの心を醸成する。

3 DVDの作成

ウォーキングコース中の1コースを選定して、広報用DVDを作成する。

④総括フォーラム実施（2月）

4つの街道再発見ウォーキング終了後に、次の内容でのフォーラムを開催する。

- ・街道案内人によるウォーキングコースの紹介と実施報告
- ・大津の街道や、まちの歴史に学ぶ記念講演会
- ・写真コンテストのパネル展示と表彰式

⑤人材バンク登録（1～2月）

「街道案内人」養成講座の受講者の自発性に基づき、人材バンクに登録して、観光業界・文化団体による活用を図る。

(2) 行政の役割

① 「街道案内人」養成講座、街道再発見ウォーキングに関する支援

- ・参加者募集について市広報への掲載、市役所各支所への広報チラシの配布
- ・講師の斡旋・仲介

② 写真コンテストに関する支援

- ・審査員の斡旋、市長名義の表彰状の交付

③ 総括フォーラムに関する支援

- ・会場の設営支援
- ・講師の斡旋

6 計画期間

認定日～平成 22 年 2 月 26 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

事業終了後、必要な調査を行い、市民団体による自己評価、行政による自己評価を実施し、改善すべき事業の検討をする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし